

第4章

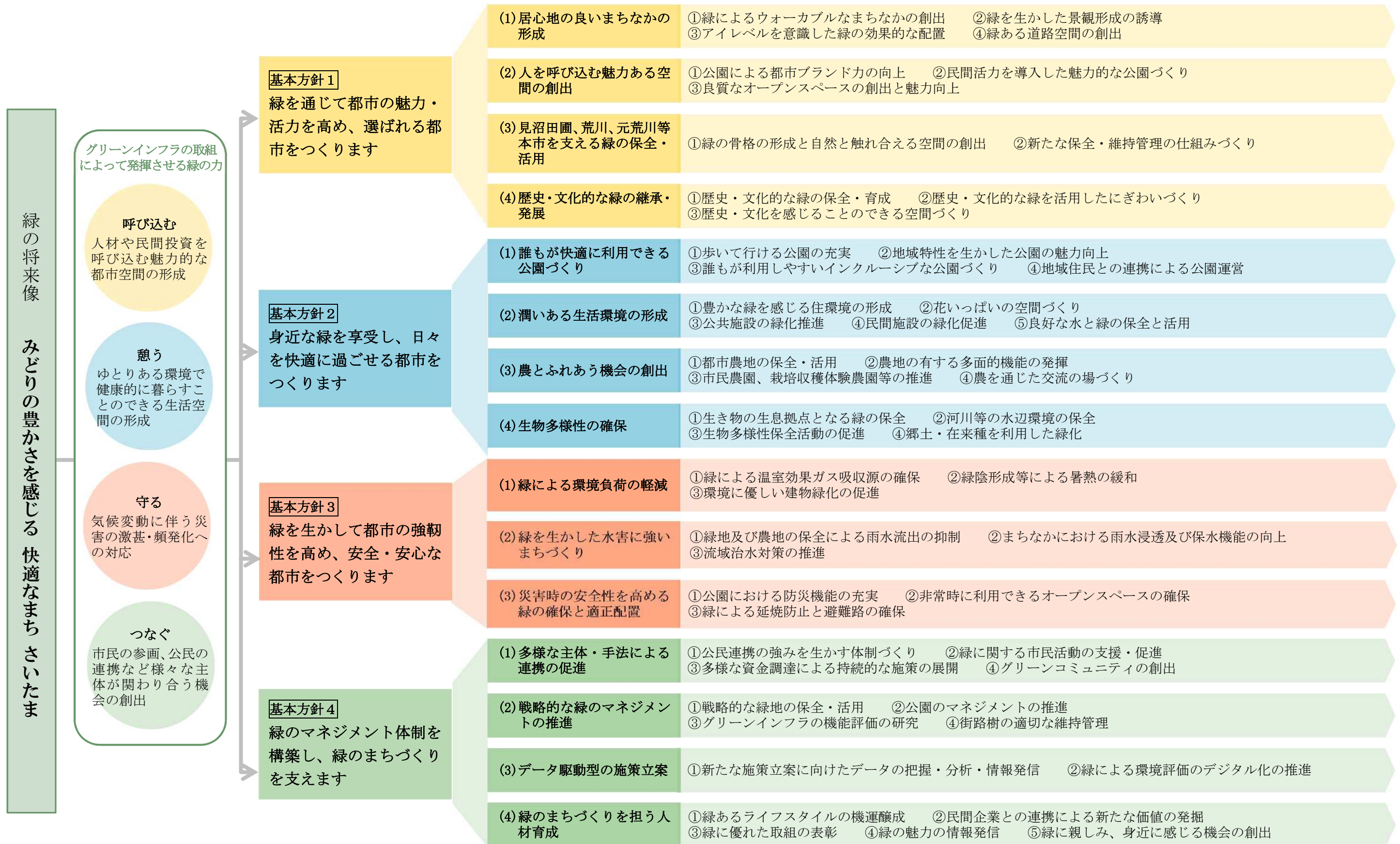
緑の施策展開



第4章 緑の施策展開

第3章の基本方針（骨格となる施策体系）を踏まえ、具体的に展開する施策を示します。

施策体系



1 緑を通じて都市の魅力・活力を高め、選ばれる都市をつくります

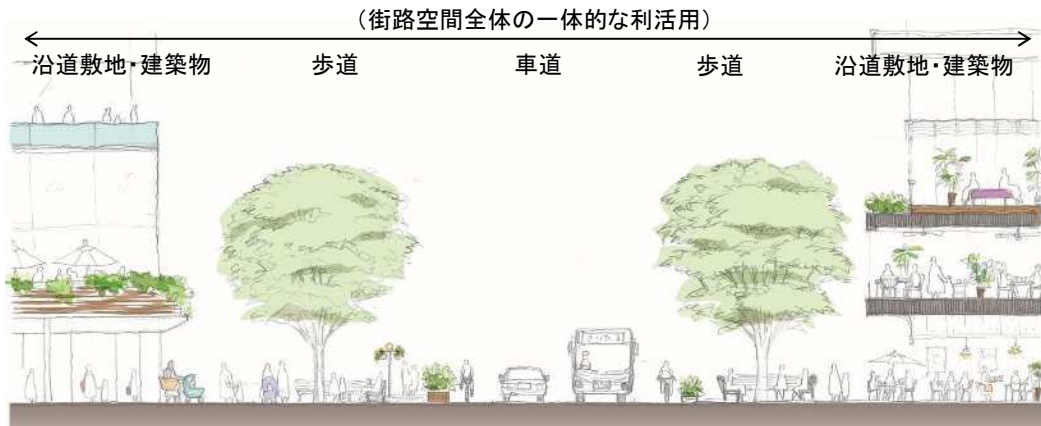
(1) 居心地の良いまちなかの形成

本市の駅周辺や中心市街地は、来訪者の第一印象を形成するとともに、人々が集い、様々な活動を展開できる都市空間を形成していくことが重要です。緑を活用してあらゆるパブリックスペースや沿道民有地等のスペースとの連携及び一体的な活用を推進し、市民及び来訪者等が居心地よく快適に感じるまちなかの形成を図ります。



① 緑によるウォークラブルなまちなかの創出

- ・街路及び沿道民地等の空間を一体的に活用し、緑により回遊性及び滞在性を向上させ、新たなコミュニティを生み出すことで、沿道民地等も含めたストリークの価値を高め居心地がよく歩きたくなる都市空間を創出します。



街路空間全体の利活用のイメージ

② 緑を生かした景観形成の誘導

- ・一定規模以上の建築物の新築等において緑化を誘導するとともに、都市環境の向上に資する建築物や沿道敷地への緑化支援を行い、緑を取り入れた潤いある街並み形成を促進します。
- ・景観形成に重点的に取り組むエリアでは、街路樹と敷地内緑化等による地域特性を生かしたトータルデザインにより、効果的に緑を配置していきます。

③ アイレベルを意識した緑の効果的な配置

- ・人々が、まちなかで目にする緑の存在を実感し、心理的な潤い感や安らぎ感を向上させるよう、人の視点から見える緑（アイレベルの緑）の割合及び質を向上させます。

④ 緑ある道路空間の創出

- ・統一感のある街路樹の育成等により、交通機能を確保しつつ、市民が愛着を持って快適に利用できる道路空間を形成します。



さくら通り

(2) 人を呼び込む魅力ある空間の創出

日常的に利用される都市公園は、緑を感じながら、多くの世代から市民生活及び広域的な都市活動を営むことができ、人を呼び込む魅力的な都市空間としてのポテンシャルを有しています。今後は、既存のストックを生かしつつ、公園から本市の魅力を発信するとともに、都市のリノベーションの一助となる多様かつ良好な緑とオープンスペースを創出します。



① 公園による都市ブランド力の向上

- ・地域資源との連携、イベントによるにぎわいの創出等により、公園が地域の拠点となることでまち全体のイメージを形成し、地域に人や企業の投資を呼び込み、公園から都市のブランド価値を高めます。
- ・都市の緑の核となる大規模な公園（秋葉の森総合公園、見沼通船堀公園、さいたまセントラルパーク、与野中央公園）の整備を行い、地域の環境改善や市民の憩い、自然とのふれあい、様々なスポーツやレジャー、市民活動の場として活用を促進します。



さいたまセントラルパーク完成イメージ

② 民間活力を導入した魅力的な公園づくり

- ・地域・まちづくりの交流や拠点としてのポテンシャルが高い公園では、公募設置管理制度 (Park-PFI) やネーミングライツ等、公民連携による整備や改修及びサービスの提供を行い、民間事業者の優れた経営ノウハウによって生じた収益を公園の質の向上に還元することにより、まちににぎわいと人々の生活に潤いをもたらす魅力ある公園づくりを推進します。

③ 良質なオープンスペースの創出と魅力向上

- ・都市計画諸制度の運用等による公開空地等において、民間、公共ともに、敷地内の積極的な緑化等により、市民が滞在・活動できる緑の空間を創出して、街の魅力向上を図ります。
- ・近接する都市公園、公共施設及び民間施設等では、オープンスペースの一体的な活用を視野に、街区や地域のにぎわいの拠点づくりを目指します。



隣接する氷川参道の緑と一体性を持たせた大宮区役所・大宮図書館

(3) 見沼田圃、荒川、元荒川等本市を支える緑の保全・活用

見沼田圃、荒川、元荒川の緑は、本市の緑の骨格であり、まちなかと豊かな自然が近い本市の魅力を支える象徴的な緑であるとともに、首都圏全体の水と緑のネットワークの形成における重要な資源です。これらの緑を継承するにあたり、市民ボランティア及び民間企業等と連携し、緑のシンボル軸の保全及び活用に努めます。



① 緑の骨格の形成と自然と触れ合える空間の創出

- ・本市の緑の骨格を形成し、見沼田圃、荒川、元荒川を次世代に残すべきかけがえのない資産として、地域全体で保全に取り組みます。
- ・豊かな自然が市街地に近い本市のポテンシャルを最大限に発揮し、樹林や農地、動植物の生息地と一体となって、市民や来訪者が自然と触れ合える空間を創出します。



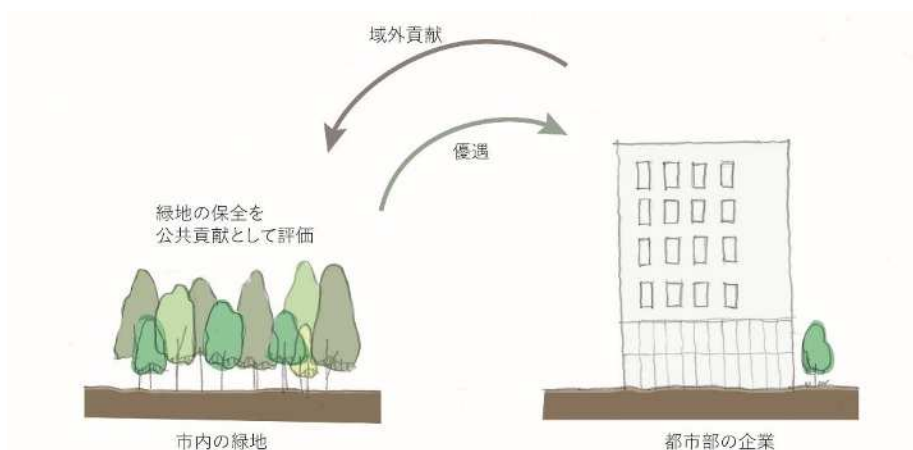
見沼田圃



荒川

② 新たな保全・維持管理の仕組みづくり

- ・土地所有者やNPO等の市民団体と連携を図るとともに、民間企業等のノウハウを生かした保全・維持管理の仕組みづくりを検討します。
- ・民間企業等の維持管理活動への参加や、保全のための資金提供等を域外貢献として評価するなど、あらゆる視点から緑地における持続的なマネジメント手法を研究します。



企業の域外貢献による緑地保全の仕組みイメージ

（４）歴史・文化的な緑の継承・発展

氷川神社や盆栽村、見沼通船堀、田島ヶ原サクラソウ自生地、岩槻城址、社寺と一体となった緑など、本市の歴史と文化を伝える緑資源が多くあり、四季折々に来訪者を迎えています。選ばれる都市の形成に向けて、より一層の歴史文化資源の活用と同時に、地域資源を生かした緑の保全を推進するとともに、緑が共存し歴史文化を感じられるまちなかを目指します。



①歴史・文化的な緑の保全・育成

- ・社寺林や遺跡・史跡、天然記念物等の文化的資源と一体となった緑を保全するとともに、多様な主体が、歴史・文化的な緑の保全・育成に、様々な形で携わり、緑を継承できる仕組みづくりを目指します。



氷川参道の清掃活動の様子
(氷川の杜まちづくり協議会)

②歴史・文化的な緑を活用したにぎわいづくり

- ・各地の歴史・文化的資源を活用したにぎわいづくりを推進するなど、地域全体の一体的な魅力の向上を促進します。
- ・多くの人が本市の歴史・文化的資源と緑に関心と理解を持つよう、情報提供・PRを図ります。



大盆栽まつり（盆栽村）

③歴史・文化を感じることでできる空間づくり

- ・まちなかでの開発や緑化にあたっては、地域の歴史・文化を感じさせる空間づくりを進め、都市部と歴史・文化的資源とのつながりを形成し、資源への誘導や関心・理解の醸成につなげていきます。

2 身近な緑を享受し、日々を快適に過ごせる都市をつくります

(1) 誰もが快適に利用できる公園づくり

身近に誰もが集い、憩うことのできる公園は、心豊かな生活を支えるサードプレイスとして、市民をつなぎ、地域のきずなと活力を向上させる機能を有しています。地域ニーズに応じて、誰もが快適に利用できる地域コミュニティのフィールドとして、市民が歩いて行くことができる身近な公園づくりを推進します。



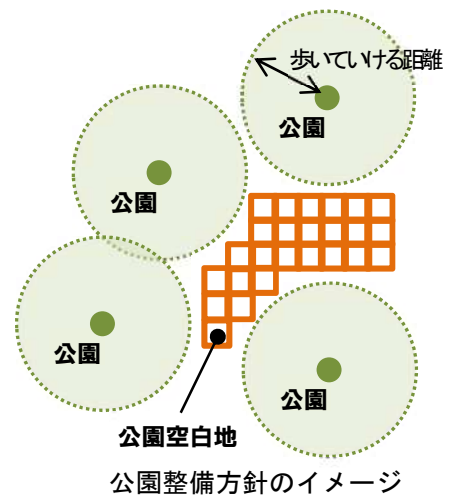
① 歩いて行ける公園の充実

- 公園が不足するエリアが一定以上まとまる「公園整備重点地区」を中心に、子どもから高齢者まで歩いて行ける範囲に公園を整備し、市民の憩いの場やレクリエーションの機会を創出します。

■ 身近な公園の整備方針

都市公園やさいたま市が所管する緑地・広場及び市民緑地、子供広場は、公園の面積等に応じて設定された誘致圏（利用者の歩いて行ける距離）を基にして、特に身近な公園が不足している地域を重点的に整備していきます。

具体的には、公園の誘致圏の範囲に含まれない地域「公園空白地域」のメッシュが 20 個以上まとまっている地区を「公園整備重点地区」とし、公園整備に優先的に取り組みます。



② 地域特性を生かした公園の魅力向上

- 地域特性に応じた公園の役割や機能の再編など、リノベーションの考え方を取り入れた公園づくりを推進します。既存公園の再編等に当たっては、地域ニーズを十分踏まえた上で持続可能な運営を目指します。
- 子どもたちが自由にのびのびと遊ぶことのできる空間として、プレーパーク等が開催できる「遊び場」を提供します。

③ 誰もが利用しやすいインクルーシブな公園づくり

- 公園施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を図るとともに、公園利用者の個人特性や背景などの違いに関わらず、誰もが安心して公園を利用できる「インクルーシブな公園づくり」を推進します。

■公園遊具のハザード除去

子どもの遊びは、冒険や挑戦をして心身の能力を高めていくものであることから、遊びにはある程度の危険が伴うものです。この遊びに内在する危険性も遊びの価値のひとつであり、危険を回避する能力や危険を予知する能力性が育まれていくことになります。

子どもの判断可能であったり、回避能力を育むための危険性である「リスク」については、小さな危険を伴うリスクを容認しつつ適切に管理することが必要です。

一方で、子どもたちが判断不可能であったり、遊びに無関係な危険性である「ハザード」は、公園管理の責務として未然に防ぐことが重要です。遊具の不適切な配置や、不十分な維持管理による遊具不良等を除去するため、定期的な点検等によって、異常の早期発見に取り組んでいきます。

④ 地域住民との連携による公園運営

- 公園利用の決まり事等を関係団体と地域住民等が話し合うなど、公園の特性に応じてルールをオーダーメイドし、多様な利活用ニーズに応えられる、誰もが楽しめる公園運営を図ります。

COLUMN

ー公園活性化協議会ー

平成 29 年の都市公園法の改正により、公園管理者は、都市の公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができるようになりました。これにより、さいたま市や地域住民、愛護会等が連携し、より使いやすい公園づくりを目指して地域独自の公園利用ルールを検討することも可能となりました。



(2) 潤いある生活環境の形成

人々の生活に身近な花と緑は、潤いを感じさせ、生活環境にやすらぎをもたらし、ふれあうことで心身の健康や地域コミュニティの醸成につながります。まちの顔となる駅周辺の魅力ある表情づくりを行うとともに、花と緑であふれる街並みの形成や自然環境に触れ合える緑づくりを推進します。



① 豊かな緑を感じる住環境の形成

- 住宅地において、生け垣の設置をはじめ特に道路に面する場所での緑化を支援し、視覚的に緑が豊かと感じる住環境の形成を図ります。

② 花のある生活環境の形成

- 駅前や公園などの公共施設において、ボランティアによる花壇づくりや維持管理など、四季折々の花による美しく潤いのある空間づくりを推進します。
- 私有地である庭を開放して鑑賞者を受け入れるオープンガーデンの取組を推進し、花を通じた来場者の交流や地域のコミュニティづくりを促進します。



見沼区のオープンガーデン

③ 公共施設の緑化推進

- 公共施設においては、緑化技術の工夫や多様な機能を発揮する緑の整備等、量・質ともに充実した緑化を図り、建物や敷地における市内の緑化の先導的役割を果たします。また学校では、自然との触れ合いを促す敷地内の緑化を行い、学校への愛着や思い出につながり、地域住民が誇りや愛着をもつことのできる緑づくりを進めます。

④ 民間施設の緑化促進

- 民間施設においては、緑化基準に基づく緑の確保をはじめ、周辺環境の向上に寄与する質の高い緑化を促進します。エントランス周囲や接道部など多くの人の目に触れる場所への緑化により、まちの景観向上の促進を図ります。

⑤ 良好な水と緑の保全と活用



公開型緑地の散策路 (イメージ)

- 各種制度に基づき公開性のある緑地を保全し、地域の特性に応じて活用できる空間を提供することで、市民が自然と触れ合う機会を創出し、ウェルビーイングの向上を図ります。
- 河川・水路の周辺の緑地や斜面林等を保全するとともに、市民が水とふれあう貴重な憩いの空間を創出し、公園等をつなぐ緑道を緑の散歩みちとして利活用していきます。

(3) 農とふれあう機会の創出

本市では、まちなかから近い距離に農地が広がっており、新鮮で安全な農産物の供給や、緑を通じた安らぎを市民にもたらしめています。まちなかと農の近さである本市の立地特性を最大限に生かし、地産地消の取組を推進するとともに、都市住民が農地や農業、農産物とふれあう機会を創出することで、癒しやリフレッシュ、交流を通じたコミュニケーションの形成など、都市と農が共生するまちづくりを推進します。



① 都市農地の保全・活用

- ・農地を都市にあるべきものにとらえ、生産緑地制度をはじめとした都市計画制度の運用・活用によって、市街化区域内の貴重な農地の保全を目指します。
- ・意欲ある都市農業者等により都市農地の有効活用が図られるよう、農地のあっせんや市民農園の開設など、農地の利活用に関する支援や情報提供を行います。

■生産緑地追加指定、特定生産緑地の指定の方向性

さいたま市は、良好な生活環境の確保に効果があり、公共施設等を予定する敷地として適した都市農地を保全するため、生産緑地地区に指定します。原則年1回、生産緑地地区の追加指定の都市計画決定を行います。

指定から30年が経過する日が近くなる生産緑地については、買取申出が可能となる期日を10年延期する特定生産緑地地区への指定を積極的に進めていきます。

② 農地の有する多面的機能の発揮

- ・法に基づく制度により農地の保全を図るとともに、農業委員会と連携し、遊休農地の発生防止、遊休農地の解消に取り組むことで、農産物の供給をはじめ、生物多様性の保全や農風景の保全等の多面的機能を維持・発揮させていきます。
- ・営農環境を維持改善するための農業基盤整備等を行うとともに、農地の有する多面的機能が維持されるよう地域の活動を支援します。

③ 市民農園、栽培収穫体験農園等の推進

- ・市民農園の運営及び農業者等が開設する市民農園、栽培収穫体験農園、コミュニティガーデンや観光農園等の開設支援を進めます。

④ 農を通じた交流の場づくり

- ・市民が農にふれあう機会を拡大し、都市住民の安らぎの場、障害者や高齢者の健康・生きがいの場等としての農地の活用を図るとともに、公共施設や市民農園・観光農園等と連携した農業交流施設を整備します。
- ・まちなかの公共空間等で、地元で採れた農作物のマルシェを開催し農家が販売するなど、都市住民が農とふれあうことのできる場を創出します。
- ・農地所有者の意向の調査や、農地活用に関する積極的な働きかけを行い、農とのふれあいの場や機会の創出を図ります。



地域密着型マルシェ「みそのいち」

—さいたま市農業振興ビジョン 2021—

令和3（2021）年3月、さいたま市の農業振興の方向性を定める「さいたま市農業振興ビジョン 2021」を策定しました。当計画では、都市化の進む本市において、多面的な機能を有する農地を貴重な財産として捉え、「農と都市が支え合う豊かな暮らしの実現」を基本理念として3つ施策の柱を掲げています。

緑の基本計画は、当計画と連携しながら、農とふれあう機会の創出に取り組んでいきます。

【基本理念】

農と都市が支え合う豊かな暮らしの実現

【基本方針】

持続可能で魅力ある都市農業の確立

施策の柱

施策の柱

1

担い手の確保・育成と 農業経営の安定化

農業者や就農希望者への支援等により、意欲ある担い手の確保・育成を進めるほか、担い手への農地の集約や先進技術の活用を推進し、収益性の高い農業経営を実現することにより、農業経営安定化に向けた支援に取り組みます。

施策の柱

2

地産地消の推進

地産地消の推進に向け、新鮮で安全・安心な農産物の供給を支援し、農業の6次産業化や農産物のブランド化に取り組むとともに、生活様式の多様化に対応するため販路の多角化を支援します。

また、「農」のある暮らしの豊かさを共有できるよう、子どもから大人まで、都市住民が農業に触れ合う機会の拡大を図ります。

施策の柱

3

農地の保全と有効利用

農地を確保し、農地の有効利用を図るため、生産基盤の整備及び営農のための保全活動支援を推進します。

出典：さいたま市農業振興ビジョン 2021（都市農業基本指針）

(4) 生物多様性の確保

多様な生き物の生息は、植物による微気象の調整、食糧や医薬品の原料、これらを通じた風土や食文化の形成など、豊かで快適な都市生活と密接に結びついています。我々の暮らしを支える生物多様性を確保するため、生き物の生息拠点となるまとまった緑の保全と、緑を繋いだエコロジカル・ネットワークを形成する水辺や小規模な緑の保全、まちなかでの緑化等を進めていきます。



① 生き物の生息拠点となる緑の保全

- ・法や条例に基づく制度等により、樹林地や農地、水環境等、まとまった緑を保全することで、エコロジカル・ネットワーク形成の拠点となる生き物の生息地を確保します。
- ・OECM（人と自然の共生地域）*の考え方を踏まえ、社寺林や個人など民間所有の緑地が効果的に保全されるよう、緑地の現況調査等を実施します。

*OECMとは、Other Effective area based Conservation Measure（その他の効果的な地域をベースとする手段）の頭文字で、自然保護が第1の目的ではないが、自然環境を管理することで自然保護に寄与する場のこと。

② 河川等の水辺環境の保全

- ・生物の生息地となる河川やその周辺の緑、湿地環境等の保全に努めます。
- ・良好な自然環境が残る河川等を整備する際は、治水を優先しながらも周辺環境に配慮した工法等の採用を検討します。

③ 生物多様性保全活動の促進

- ・生物多様性について多くの市民が関心を持ち、市内の身近な場所に存在する動植物を知ることができるよう情報発信するとともに、市民や学校、民間企業等が参加して生物の生息・生育環境を保全する取組を推進します。



みぬま見聞館イベント「秋の自然観察・環境学習会」

④ 郷土・在来種を利用した緑化

- ・まちなかで緑化を行う際は、立地環境や植物の生育条件を考慮しながら、本市の緑に調和する郷土・在来種の利用を促進します。

3 緑を生かして都市の強靱性を高め、安全・安心な都市をつくります

(1) 緑による環境負荷の軽減

ヒートアイランド現象の深刻化への対応、気候変動等への対応のための温室効果ガスの排出削減等が求められています。緑地や農地の保全、都市緑化を推進するとともに、緑陰を形成する緑の保全・創出を図ることで、環境負荷の軽減を図りゼロカーボンシティの実現を目指します。



① 緑による温室効果ガス吸収源の確保

・見沼田圃等まとまった緑地や農地を保全、良好な状態に保つよう維持管理するとともに、都市公園における樹木の植栽や道路緑化、民間施設、公共施設における緑地の整備等、都市緑化を推進します。

② 緑陰形成等による暑熱の緩和

・既存樹木の保全や公園・オープンスペースの整備にあたり樹木等を配置することによる緑陰形成や、植物からの蒸発散によって気温の低下など、暑熱環境の緩和を図ります。また、ウォーカブルの視点で歩いて心象的な清涼感を感じるよう、歩道空間等における適正な緑の配置を検討します。

③ 環境に優しい建物緑化の促進

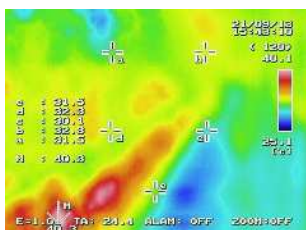
・壁面緑化、屋上緑化及びグリーンカーテンなどの建物緑化を促進することで、日射遮断による省エネルギー効果、温室効果ガスや大気汚染物質の吸着効果等を発揮し、都市活動に伴う環境負荷の軽減を図ります。

COLUMN

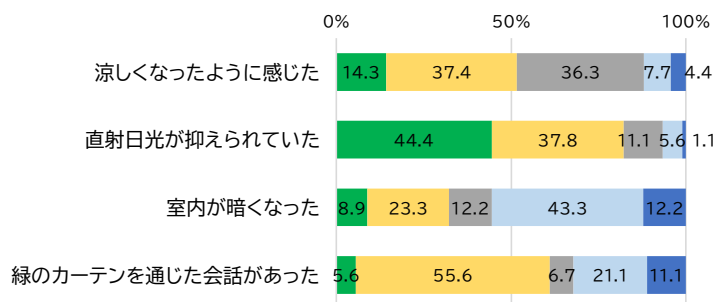
— 緑のカーテンの効果 —

令和3（2021）年6月から9月までの約3カ月間、さいたま市役所本庁舎に緑のカーテン（アサガオ）を設置しました。サーモグラフィによって温度分布を観測したところ、緑によって日射の進入が遮られ、日陰部分の温度が低くなる効果が確認できました。

また、緑のカーテンを設置した階の職員にアンケートをとったところ、5割の人が涼しくなったように感じ、8割の人が「直射日光が抑えられていた」と回答し、夏場の職場環境の向上にも一定の効果が認められました。



表面温度が高いと赤く、低いと青く表示されます。手すりなどの日の当たる部分が高く、日陰部分が低いことが判ります。



■とても思う ■少し思う ■わからない ■あまり思わない ■まったく思わない

職員へのアンケート結果（91名）

(2) 緑を生かした水害に強いまちづくり

大雨や内水氾濫による浸水被害を抑えるためには、集水域から氾濫域にわたる様々な分野のあらゆる関係者が協働する流域治水が重要となります。公園や公共施設、民間施設、樹林地や河川等、様々な主体が緑を保全、整備する場面において、積極的な雨水貯留・浸透機能の確保・向上を推進し、本市における安全・安心な暮らしを守っていきます。



① 緑地及び農地の保全による雨水流出の抑制

- ・緑地における雨水浸透機能の定量的な評価手法等を研究するとともに、治水上の観点から関係部局が連携し緑地や農地の現状共有や保全方法を検討するなど、緑が持ち合わせる雨水浸透及び保水力の強化を図ります。

② まちなかにおける雨水浸透及び保水機能の向上

- ・公園の新設や再編、リノベーションの機会、道路整備に合わせて、雨水を集水するレインガーデン等のグリーンインフラの設置を行うとともに、植栽の良好な育成を図ることにより、雨水浸透及び保水機能の向上を図ります。
- ・市民ボランティア等による駅前や公園等への公共花壇の適切な管理により、街並みの景色を彩るとともに、雨水浸透の確保を図ります。



緑を生かした雨水の流出抑制のイメージ

③ 流域治水対策の推進

- ・国、埼玉県、流域自治体等との協議により、市内を流れる一級水系における流域治水の考え方や流域治水プロジェクトに基づき、防災・減災を主流となる社会において、河川管理者による治水対策のみではなく、流域に関わるあらゆる関係者が協働して行う流域治水を推進します。

(3) 災害時の安全性を高める緑の確保と適正配置

首都直下地震等の発災時に首都圏のバックアップ拠点として位置付けられている本市の役割を果たすため、緑を生かした災害リスクの軽減を図ることが重要です。防災機能を備えた公園の整備や非常時におけるオープンスペースの活用、避難路の安全性向上等により、都市のレジリエンスを強化していきます。



① 公園における防災機能の充実

- ・国の緊急災害対策等派遣隊（TEC-FORCE）等の進出拠点としての活用を想定した防災機能を有する都市公園の整備など、本市の都心の一つであるさいたま新都心を中心とする広域防災拠点の機能拡充を目指します。
- ・さいたまセントラルパークをはじめ、自然災害時の一時的な避難場所として活用できる公園の整備や、既存公園の防災機能の強化を図るとともに、防災訓練の実施や帰宅困難者への情報提供機能の設置など、ハード・ソフトの両面から防災機能の充実を図ります。



さいたま新都心公園の防災機能

② 非常時に利用できるオープンスペースの確保

- ・農地の所有者や民間企業など、多様な主体と連携しながら、災害発生時に市民等が避難することのできるオープンスペースの確保に向けた可能性を検討します。

③ 緑による延焼防止と避難路の確保

- ・街路樹や公園内の樹木等の適切な維持管理、住宅地における生け垣の設置等により、火災発生時に燃え広がりを防ぎ、安全な避難路の確保に努めます。
- ・「さいたま市防災都市づくり計画」に掲げる延焼リスクと避難困難リスクが高いエリアでは、地域住民と意見交換を行い、オープンスペースの確保とともに積極的な沿道緑化を促進します。

COLUMN

ーさいたま市防災都市づくり計画ー

さいたま市は、より安全で住みやすい都市をつくり、たとえ災害が起きても速やかに復旧し、円滑な復興を可能とする都市空間をつくることを目的に、平成27(2015)年8月に「さいたま市防災都市づくり計画」を策定しました。

当計画は、安全・安心のための防災“だけ”で取組を進めるのではなく、利便性や快適性も備えた安全で住みやすい都市にしていくために、防災“も”含めた総合的な都市づくりを目指しています。

都市のオープンスペースは、延焼リスクの軽減や一時的な避難場所として有効であり、さらに平常時には都市に憩いを与えるスペースとなります。緑の基本計画も当計画と連携して取組を進めていきます。



4 地域における緑のマネジメント体制を構築し、緑のまちづくりを支えます

基本方針4「地域における緑のマネジメント体制を構築し、緑のまちづくりを支えます」に基づく施策は、緑のまちづくりを推進するための仕組みに関する取組によって構成しています。市民、民間事業者、行政等の多様な主体が連携して取り組むことで、SDGsの目標17の達成に貢献するとともに、基本方針1～3を着実に効果的に推進していきます。



(1) 多様な主体・多様な手法による連携の促進

グリーンインフラの社会実装や魅力的な緑のまちづくりに向けて、企業や地域住民等との連携、支援に取り組むとともに、広がりをもせる ESG 投資など多様な資金調達による緑のまちづくりの継続性を確保します。さらに公園や緑地等、緑を舞台に多主体の活動によって形成され地域の活性化につながる“グリーンコミュニティ”として市内に広げていきます。

① 公民連携の強みを生かす体制づくり

- ・民間企業やまちづくり団体、地域住民等と緑による取組を共有しながら、新たなグリーンインフラの社会実装の実現に向けて、各自の知見やノウハウを生かす公民が連携した体制づくりを目指します。



大宮駅周辺グリーンインフラ公民連携プラットフォーム会議風景

② 緑に関する市民活動の支援・促進

- ・花いっぱい運動推進会やみどり愛護会等、緑のまちづくりに自主的に企画立案を行い、主体的に花壇や緑地が管理する市民活動を支援するとともに、活動団体間の交流・連携、市民等が参画する機会や活動の創出を図ります。



花いっぱい運動

③ 多様な資金調達による持続的な施策の展開

- ・ふるさと納税や森林環境譲与税の活用をはじめ、クラウドファンディング、ネーミングライツ等、多様な資金調達的手段により、持続的な緑のまちづくりが展開できる財源確保を図ります。

④ グリーンコミュニティの創出

- ・企業や市民等との連携や市民活動の促進により形成される緑のまちづくりに関する新たなコミュニティが、ソーシャル・キャピタルを高め、地域内交流の活性化や地域経済の成長につながるまちづくりの担い手として成長、持続的に運営されるよう、活動範囲の拡大や新たな参画者の確保等の支援を行います。

(2) 戦略的な緑のマネジメントの推進

従来の行政による緑の維持管理中心の考え方から、グリーンインフラの機能を最大限に生かす利活用重視の考え方へ転換し、市民全体が緑のまちづくりの効果を実感できるよう、中長期的な視点による新たな価値を生み出す緑のマネジメントを推進します。

① 戦略的な緑地の保全・活用

- ・緑が有する多様な機能の発揮の観点等から、緑地の保全が重要なエリアや有効活用が求められるエリア等を分析し、民間企業や市民等と連携した戦略的な緑地のマネジメントに取り組みます。

② 公園のマネジメント

- ・公園から新たな魅力や価値の創出に向けて、多様な主体の強みや既存ストック等を生かし、公園のポテンシャルや機能を引き出した持続的な管理運営を実現するパークマネジメントを検討します。
- ・「さいたま市公園施設長寿命化計画」に基づき、事後保全型の管理から予防保全型の管理へのシフトを進め、計画的な公園施設の更新を図り、安全・安心に利用できるよう取り組みます。

③ グリーンインフラの機能評価の研究

- ・先進的な事例等を踏まえ、公民の連携によるグリーンインフラの機能を生かした定量的な評価方法を研究し、緑の新たな価値を創出します。

④ 街路樹の適切な維持管理

- ・「さいたま市街路樹維持管理基本方針」に基づき、必要に応じて樹木更新や撤去を行います。また、道路の安全性を確保するための剪定などの適切な維持管理を実施します。



さいたまロードサポートの活動

(3) データ駆動型の施策立案

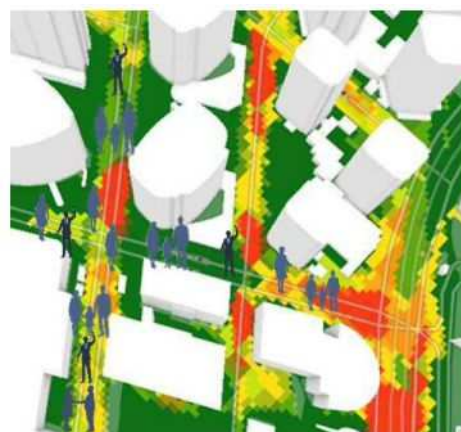
データの分析や効果検証等により得られるエビデンスに基づくデータを駆使し、本市が目指すスマートシティの実現に向けて、緑のマネジメントの高度化、都市の課題やニーズの変化に対応した、グリーンインフラの機能を効果的に発揮する施策を展開します。

① 新たな施策立案に向けたデータの把握・活用・情報発信

- ・緑の分布状況や市民意識等を定期的に把握し、市民が広く共有できるよう情報発信するとともに、3D都市モデル等のまちづくりに関するオープンデータ等と複合的に分析し、グリーンインフラの機能を生かした新たな施策を立案します。

② 緑による環境評価のデジタル化の推進

- ・民間企業や市民等がグリーンインフラの効果を実感できるよう、緑が持つ環境評価をデジタルマップ化し、樹木や植栽等の育成状況をリアルタイムで把握する仕組みの構築を目指します。



日影と人流データの組み合わせによる緑化の重要性が高いエリアの抽出
(イメージ)

(4) 緑のまちづくりを担う人材育成

多様な主体が連携した緑のまちづくりを推進していくためには、緑に関心を持ち、取組に参加しようとする人材を育て、増やしていくことが重要です。市民が緑と触れ合うことのできる機会を創出するとともに、企業との連携や様々な媒体を活用した情報発信、学習機会の創出など、多様な方策による人材育成を図ります。

① 緑あるライフスタイルの機運醸成

- ・グリーンインフラの取組による効果を広く情報発信するとともに、市民が緑に触れ合うイベントの開催や記念樹の提供など、日頃から緑を感じるライフスタイルが浸透するよう努めます。

② 民間企業との連携による新たな価値の発掘

- ・先進的な緑の取組を展開する民間企業等と積極的な交流を行うとともに、SDGsを推進する企業等との連携により、グリーンインフラに関わる新たなビジネスモデルの創出を目指します。

③ 緑に優れた取組の表彰

- ・市民や民間事業者等が行う緑に優れた取組を表彰し、優良な事例としてのPRにより、魅力的で質の高い緑の創出を図ります。

④ 緑の魅力の情報発信

- ・より多くの市民が緑の取組に関心が高めるとともに、自らが活動に積極的に参加できるよう、広報誌、ホームページ及びSNSなど、あらゆる媒体にて情報発信に努めます。

⑤ 緑に親しみ、身近に感じる機会の創出

- ・市民が緑に親しみ、身近に感じる機会として、シンポジウムや市民参加型のワークショップを開催するとともに、市民やNPO等が主催するイベント等を支援します。
- ・学校教育や地域イベント等と連携しながら、将来のまちづくりを担う子どもたちが自然環境を大切にする心を育む環境教育の機会を充実します。



シビックグリーンさいたま

本市が目指す緑の施策展開による将来像の実現

(1) 新たな公園像の実現

ここまでに示した緑の施策を推進することで、地域の課題や公園の特性に応じて、公園の多機能性、多様な可能性が更に発揮される新たな公園像の実現を図っていきます。

【本市が目指す公園像】

東日本をけん引する中枢都市としての期待が高まる本市は、市街地が河川と緑地に挟まれ、都市生活の享受と自然に親しむ暮らしを両立するポテンシャルを有しています。市街地では、公園が、都市に潤いをもたらす重要なインフラとなっており、季節の花が咲く公園、自然環境を生かした公園など様々な公園が整備され、都市の活性化と市民の生活を支えてきました。今後は、既存ストックを生かしつつ、“公園から本市の魅力を発信する”まちづくりを目指すとともに、メンテナンス中心の公園管理から転換し、新たに経営の視点を取り入れた公園づくりを推進します。また、公園を訪れる誰もが安全・快適に楽しめるインクルーシブな公園づくりを目指します。

① さいたまの都市ブランド力を高める公園

○花修景や周辺資源との連携、イベント開催等による公園を活用したにぎわい創出等により地域経営の拠点となることで、まち全体のイメージを形成し、地域に人や企業の投資を呼び込み、東日本をけん引するさいたまの都市ブランド力を高める公園を目指します。

② 都市と自然が融合したみどり豊かな公園

○見沼田圃や荒川など豊かな自然が市街地に近い本市のポテンシャルを最大限に活用し、樹林や農地、動植物の生息地と一体となって、四季の移ろいを身近に感じるとともに、市民が自然と触れ合える公園を目指します。

③ 個々のライフスタイルに応じた地域交流の中心となる公園

○地域や利用者ニーズに応え、地域の価値創出や課題解決、スポーツの場となることで、地域住民の生活満足度が高まり、地域への愛着が醸成され、住み続けたいまちの中心となる公園を目指します。



市民や来訪者が、まちなかの散策や買い物の途中で利用し、気軽に休息する

本市を訪れる様々な人が集まり、交流することで、新たな価値を生み出している

隣接する都市施設と一体的に楽しむことができる

職場の近くに緑の空間があり、心身ともに健康に働くことができる



自然環境についての学びがあり、緑のまちづくりの担い手を育てている

ヒートアイランド現象の緩和や温室効果ガスの吸着など、都心環境の負荷を軽減する

生き物の生息環境が形成されている

豊かな植生、水辺環境が保全され、さいたまならではの自然や風景を体感できる



遊具や健康器具、スポーツ広場など、周辺地域特性に応じて必要な空間が整備されている

地域住民が自ら、公園の必要な機能を話し合い、公園づくりに関わっている

インクルーシブ遊具などが整備され、誰もが楽しく公園を利用できる

市民や団体が、多様な余暇のアクティビティを提供する主体として活動している

(2) 新たな緑地像の実現

ここまでに示した緑の施策を推進することで、本市の緑地が持つ多様な機能が持続的に発揮される新たな緑地像の実現を図っていきます。

【本市が目指す緑地像】

緑地は、豊かな木々により潤いや安らぎを与え、様々な生き物の住処になるとともに、防災や地域住民の憩いの場など都市環境を良好にする機能を有しています。本市では、農地や斜面林、水辺が一体となった見沼田圃など、都市近郊に豊かな緑を有しており、あらゆる制度を活用し、このような良好な緑地を守り、人々が自然と触れ合える空間を創出してきました。今後は、四季折々の自然や貴重な生態系を生かし、“今ある緑地の新たな魅力と価値を創出する”まちづくりを目指すとともに、地域に愛され次世代へと導く緑地づくりを推進します。

① 自然と触れ合う心豊かな都市近郊型緑地

○都市で活動しながら自然と触れ合うことで、ウェルビーイング（健康であること、幸福であること）な暮らしをさいたま市で実現できる緑地を目指します。生活に身近な自然があることの大切さを感じ、緑と積極的に関わろうとする意識を育む緑地づくりを推進します。



子どもの頃から、身近に自然とふれあうことができる

緑地が余暇活動の場となり、日々健康的に暮らすことができる

ワーケーションなど、緑の中で自分らしく働いたり、過ごすことができる

② 都市のレジリエンスと地域価値を高める緑地

○緑が持つ雨水を土中に貯留浸透させて都市に雨水が溢れることを防ぐ機能や、温室効果ガスを吸着する機能を的確に発揮する緑地を目指します。さらに、まとまった緑地を適切に保全することによって生物の生息域を確保し、都市のなかに緑地があることで人や企業が都市に魅力を感じ、地域の価値が高まる緑地づくりを推進します。



豪雨時に雨水を貯留し、冠水被害から都市を守る

まとまりある緑が、生き物の生息や温室効果ガスの吸着に貢献している

災害や感染症流行の際、市民が避難したり、安全に滞在できる

豊かな水と緑が、自然と共生する都市イメージを形成している

③ グリーンコミュニティの発展に繋がる緑地

○企業や市民など、緑地づくりに関心がある人々が緑地での活動や維持管理に参加することにより、企業と地域住民の交流が生まれ、新しいコミュニケーションが形成される緑地を目指します。多様な主体が、協力しながら、持続的に緑地の魅力を高めていくことで、地域の結びつきが広がる緑地づくりを推進します。



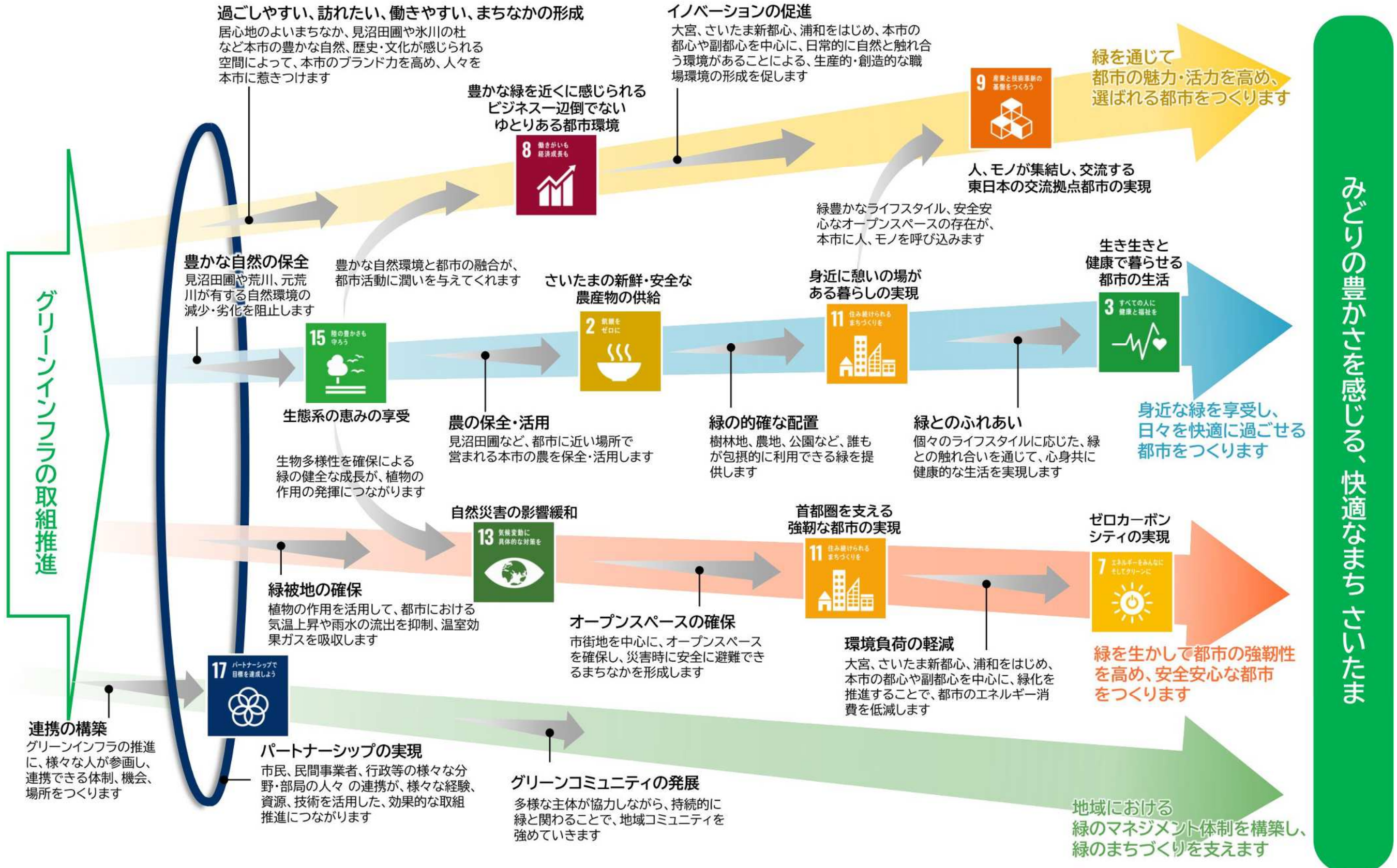
様々な世代が交流し、地域コミュニティを形成する場になっている

市民や企業が自らの手で緑地づくりに取り組み、地域への愛着や誇りが生まれている

緑地の維持管理を通じて、地域の担い手としての意識を育てている

(3) グリーンインフラの取組によるSDGsの達成

本計画が定めるグリーンインフラの取組は、本市が抱える社会課題の解決に貢献して持続可能で魅力あるまちづくりを目指すものであり、本市のSDGsの達成に大きく貢献します。ひとつのSDGsの目標達成は、緑の取組を通じて異なる目標の達成へと連鎖し、まるでドミノが倒れていくように様々な課題を解決、SDGsを達成して将来像の実現を図っていきます。



グリーンインフラの取組によるSDGsの達成、将来像の実現イメージ